

兵庫第 14 次労働災害防止推進 5 年計画(案) 骨子

令和 5 年 2 月
兵庫労働局

<目次>

はじめに	3
1 計画のねらい.....	3
(1) 計画が目指す社会.....	3
(2) 計画期間.....	3
(3) 計画の目標.....	3
ア アウトプット指標.....	3
イ アウトカム指標	3
(4) 計画の評価と見直し	3
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	7
(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性	7
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性	9
ア 死傷災害の発生状況	9
イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性.....	10
(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性.....	13
ア メンタルヘルス対策関連.....	16
イ 過重労働防止対策関係	16
ウ 産業保健活動関係.....	16
(4) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性.....	16
(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性	16
3 計画の重点事項.....	16
4. 重点事項ごとの具体的取組	17
別紙1 (サンプル)	18
(参考) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方.....	

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定されたものであり、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで13次にわたり策定してきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む国、事業者、労働者等の関係者が協働して安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、兵庫県内における近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は平成29年以後増減を繰り返す状況で、その水準は低いとはいえず、また、労働災害による休業4日以上之死傷者の数（以下「死傷者数」という。）に至っては、ここ数年増加傾向にある。また、労働災害発生率（死傷年千人率）が高い60歳以上の高年齢労働者が増加しているほか、中小事業場における労働災害の発生が多数を占めており、中小事業場を中心に安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況にある。

職場における労働者の健康保持増進に関する課題については、メンタルヘルスや過重労働への対応、労働者の高年齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、コロナ禍におけるテレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要となっている。

さらに、兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（以下「兵庫13次防」という。）期間中（2018年度～2022年度）において、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、2023年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」を、ここに策定する。

1 計画のねらい

（1）計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据えつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等への配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端

末、VR（バーチャル・リアリティ）、AIなども活用を図るなど、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることはもとより、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増している。それに伴い、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提として、多様な形態で働く一人ひとりが潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。

(参考) SDGs (持続可能な開発目標) 8.8 Protect labour rights and promote safe and secure working environments for all workers, including migrant workers, in particular women migrants, and those in precarious employment. (移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。)

(2) 計画期間

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

ア アウトプット指標

本計画においては、後述する計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、国は、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ① 転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ② 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- ③ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に

基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ① 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を 2027 年までに 45%以上とする。
- ② 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を 2027 年までに 85%以上とする。
- ③ 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を 2027 年までに 60%以上とする。
- ④ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 号第 1 号改正。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ① 企業における年次有給休暇の取得率を 2025 年までに 70%以上とする。
- ② 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を 2025 年までに 15%以上とする。
- ③ メンタルヘルス対策（50 人以上）に取り組む事業者の割合を 2027 年までに 100%を目指す。
- ④ 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を 2027 年までに 50%以上とする。
- ⑤ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDS の交付を行っている事業場の割合を 2027 年までにそれぞれ 80%以上とする。
- ② 労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とするととも

に、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- ③ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

イ アウトカム指標

事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ① 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- ② 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- ③ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

(ウ) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ① 陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
- ② 建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。
- ③ 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
- ④ 林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

- ① 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- ② 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。

- ② 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率^{*}を第 13 次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

(※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの)

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・死亡災害については、2022 年と比較して、2027 年においては、15%以上減少させる。
- ・死傷災害については、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行い、兵庫地方労働審議会労働災害防止部会に報告する。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める事業者の取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているかなどの評価も行うこととする。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

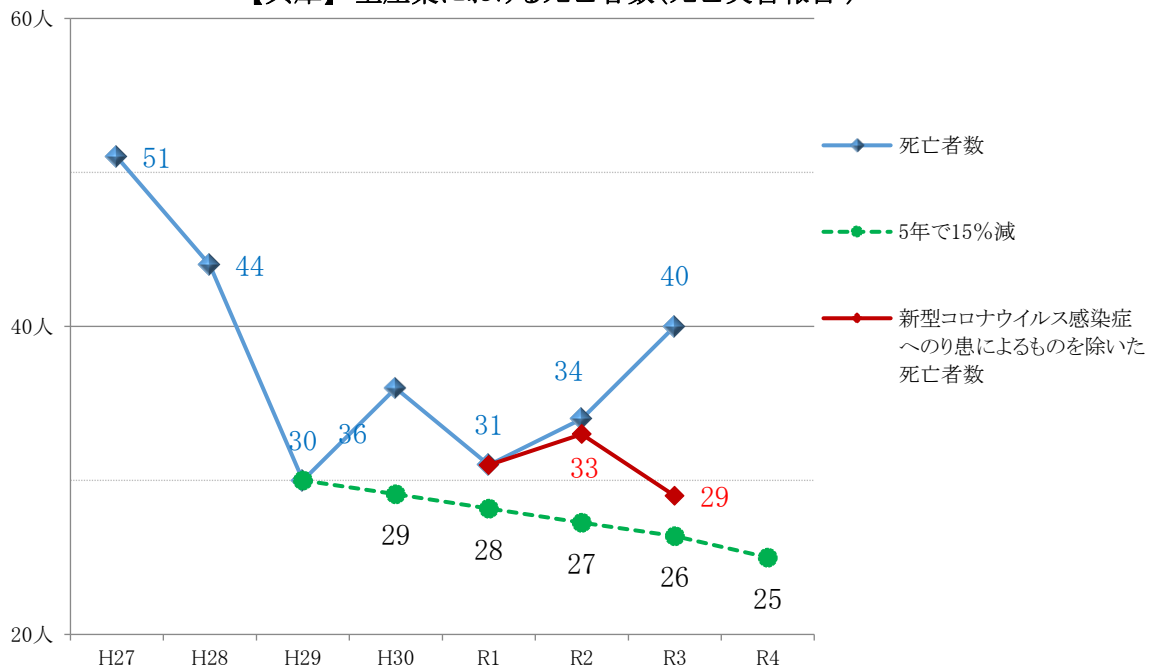
兵庫県内における死亡災害については、平成 29 年に 40 人を切った後は、増減を繰り返す状況にある。令和 3 年の死亡者数は、40 人であるが、新型コロナウイルス感染症のり患（以下「コロナ」という。）による影響を除けば、29 人で過去最少となった。

業種別では、建設業が 8 人と最も多く、次いで製造業が 7 人（コロナ除く）、陸上貨物運送事業が 5 人となっている。事故の型別に見ると、建設業においては高所からの「墜落・転落」が 5 人と最も多く、製造業においては、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が 3 人と最も多い。

兵庫第 13 次労働災害防止推進 5 か年計画の重点対象となっていた林業については、令和 3 年の死亡者数は 0 人であり、伐木作業等における「激突され」災害は発生していない。

このように、建設業や製造業では、業務内容に起因する特有の災害が多くの割合を占めており、引き続き、こうした死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

【兵庫】全産業における死亡者数(死亡災害報告)



【兵庫】業種、事故の型別死亡災害発生状況(令和3年)(死亡災害報告)

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	7	2	0	2	1	2	9	0	0	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	11	0	40
製造業	0	0	0	1	0	1	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	8
建設業	5	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
陸上貨物運送事業	0	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

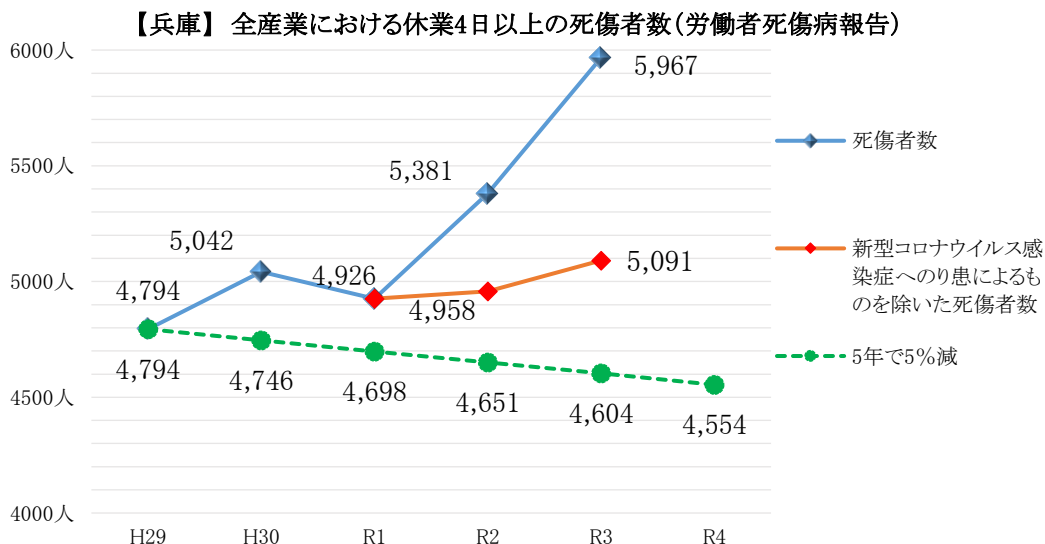
(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

ア 死傷災害の発生状況

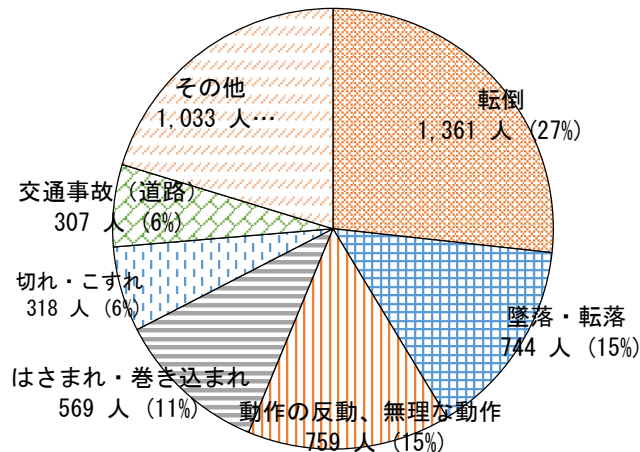
死傷災害については、兵庫 13 次防期間中、令和元年は減少したものの、令和 2 年及び 3 年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響もあるが、それを除いたとしても死傷者数は、増加傾向にある。その内訳を見ると、令和 3 年の事故の型別では、「転倒」(27%)、「動作の反動、無理な動作」(15%)が労働災害全体の 4 割超(42%)を占めている。業種別には、第三次産業が 5 割以上を占めており、その内訳を見ると、事故の型別は、「転倒」(37%)や「動作の反動・無理な動作」(19%)と労働者の作業行動に起因する労働災害が 5 割超を占めている。

さらに、外国人労働者の雇用者数の増加に伴い、外国人労働者の死傷者数も増加傾向にある。

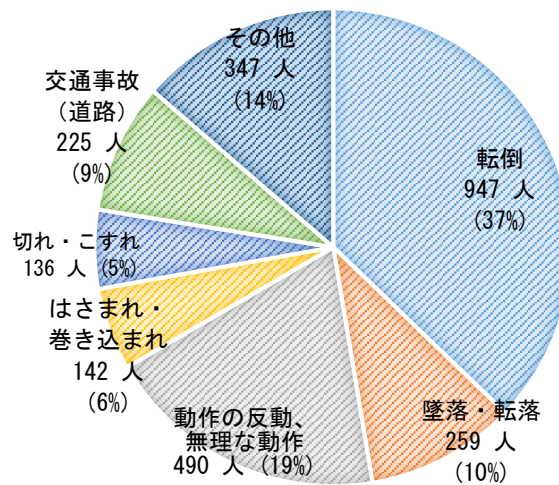
これら労働災害の防止対策を強化する必要がある。



【兵庫】令和 3 年全産業における休業 4 日以上死傷者数 (事故の型別)
(労働者死傷病報告 (コロナ除く))



【兵庫】令和3年第三次産業における休業4日以上之死傷者数（事故の型別）
（労働者死傷病報告（コロナ除く））



イ 死傷災害の増加の要因及び対策の方向性

死傷災害の増加については、

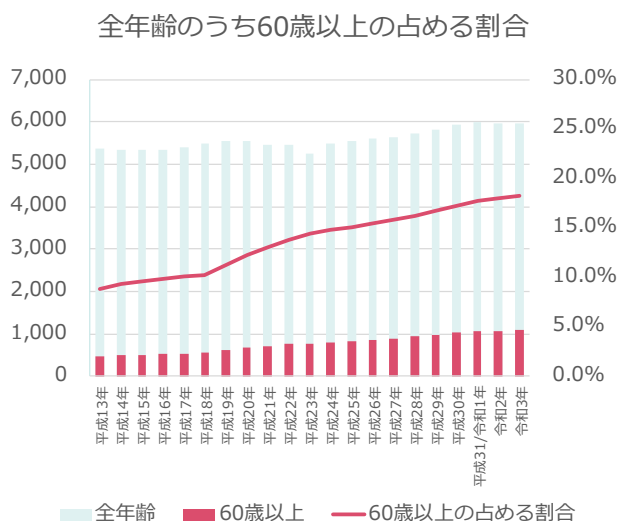
- ① 60歳以上の高年齢労働者の死傷者数が増加傾向にあること
- ② 特に第三次産業への就労者の増加に伴って、機械設備等に起因する労働災害に代わり、対策のノウハウが蓄積されていない労働者の作業行動に起因する労働災害が増加してきていること
- ③ 安全衛生の取組が遅れている第三次産業や中小事業者において労働災害が多く発生していること。その背景として、厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況があること

等、様々な要因が考えられる。

上記の①に関しては、全年齢に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は、右肩上がりで増加しており、平成22年以降のデータでは2割超の状況が継続している。また、高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により被災確率が高く、その結果、令和3年の60歳以上の高年齢労働者の休業4日以上之死傷者数の全年齢に占める割合は約25%となっていることに加え、被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっている。このため、高年齢労働者が安心して働ける環境づくりが必要である。

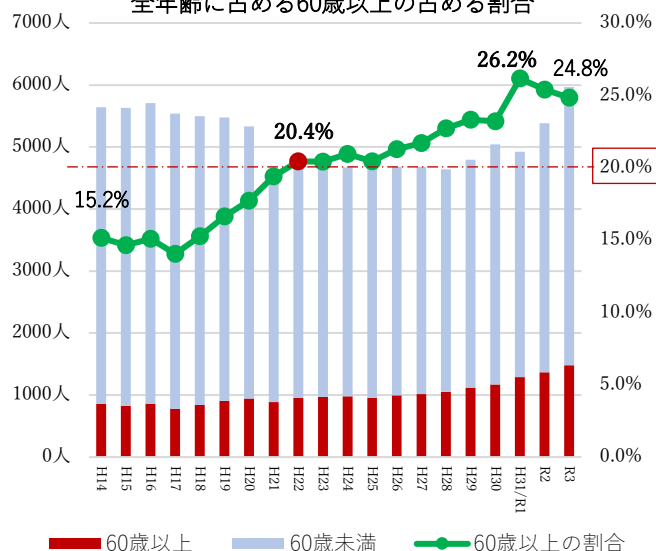
上記の②に関しては、労働者の作業行動に起因する労働災害の防止方策を追求し、取組を促進することが必要である。

【全国】雇用者

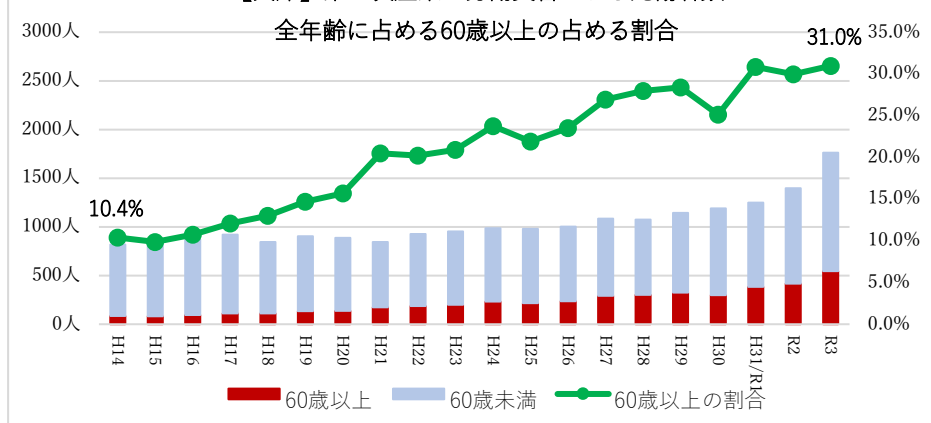


資料出所：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

【兵庫】全産業の労働災害による死傷者数
全年齢に占める60歳以上の占める割合



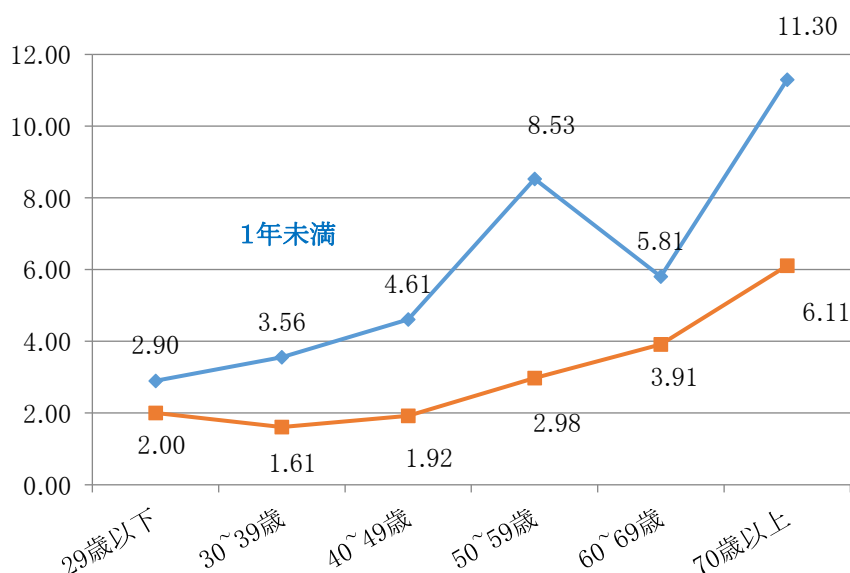
【兵庫】第三次産業の労働災害による死傷者数



上記の③に関しては、産業構造の変化に伴う労働移動、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による一時的な雇用調整や飲食業等におけるサービス内容の変更に伴い、新たな業務に不慣れた労働者が増加していることが死傷災害増加の要因とも考えられる。全国における年齢別・経験期間別死傷年千人率を見ても、経験年数が1年未満の労働者は、経験年数が1年以上の労働者に比べて高く、特に50～59歳の年齢階層で見た場合は3倍近い差が出ている。これらの状況に鑑みれば、第三次産業等、労働

者が増加している又は労働者の入れ替わりが頻繁である業種において、安全衛生対策の取組を強化することが重要である。

【全国】年齢別・経験期間別 死傷年千人率(労働者死傷病報告)



一方で、例えば平成 30 年度「労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省）によると、安全衛生管理の水準が低下したと答えた卸業及び小売業の事業場において、その低下の理由については「経営環境の悪化で、安全衛生に十分な人員・予算を割けない（29.0%）」「正社員以外の労働者が増えたため、管理が難しくなっている（28.7%）」となっている。

また、平成 29 年度「労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省）によると、卸売業及び小売業の事業場において正社員以外（派遣労働者を除く。）の労働者を過去 1 年間における安全衛生活動に参加させた割合は 6 割（59.0%）にとどまり、その理由として、危険な作業に従事していないことその他、「安全衛生活動を特に実施していない（17.5%）」、「勤務中に作業以外の活動を行わせる余裕がない（17.5%）」、「勤務時間帯、曜日がばらばらのため（16.7%）」となっている。

このように厳しい経営環境等様々な事情で安全衛生対策の取組が遅れている状況がある。さらに、企業・事業場においては、世界的な原油価格高騰や物流コストの上昇、消費者・利用者へのサービス向上等の観点から、製造、物流等において少人数でより効率的・効果的に、短納期で業務を実施・処理することが求められていることも労働災害増加の要因の一つと考えられる。

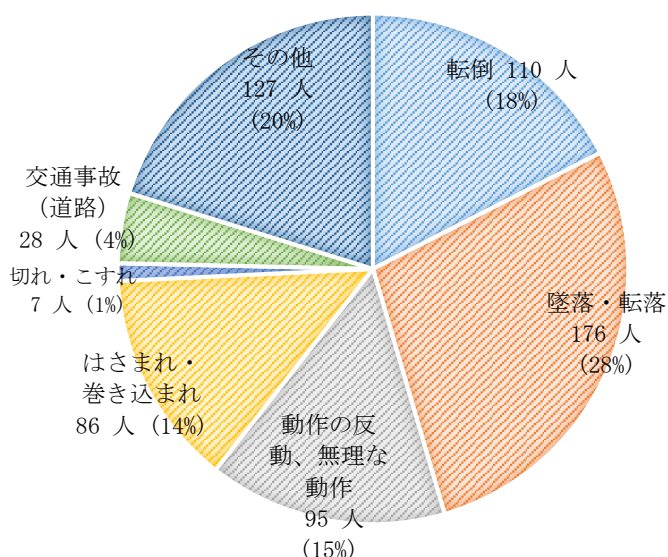
しかしながら、いかなる経営状況であろうと安全衛生対策に真摯に取り組む必要があることは、言うまでもない。

さらに、自社の人材を「コスト」ではなく、「資本」として捉え、安全衛生対策も含む教育や労働環境の整備として投資を行い、事業者と労働者が共に成長し価値を生み出すとの人的資本の考え方に照らせば、上記に掲げられる管理の煩雑さ等が安全衛生対策に取り組まない理由にはならない。

安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保の観点からもプラスになるとの理解が進めば、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが期待できる。

また、陸上貨物運送事業において、荷役作業中等の「墜落・転落」が全数の約3割を占め、最多となっている。荷役作業の際の墜落・転落災害防止対策の強化をはじめ、荷役作業の実態を踏まえた安全衛生対策の強化が必要である。

【兵庫】令和3年陸上貨物運送事業における休業4日以上死傷者数
(事故の型別) (労働者死傷病報告 (コロナ除く))



(3) 労働者の健康を巡る動向と対策の方向性

ア メンタルヘルス対策関連

令和3年度「労働安全衛生調査(実態調査)」(厚生労働省)によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合については、労働者数50人以上の事業場では取組率が94.4%であるが、労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、30~49人で70.7%、10~29人で49.6%となっており、特に労働者数30人未満の事業場において、メンタルヘルス対策への取組が低調となっている。

また、精神障害等による労災請求件数及び認定件数は増加傾向にある。

なお、労働者数 50 人未満の事業場において、メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由については、令和 2 年度「労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省）によると、①該当する労働者がいない（44.0%）、②取組方が分からない（33.8%）、③専門スタッフがいない（26.3%）となっており、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組支援が引き続き必要となっている。

イ 過重労働防止対策関係

過重労働の防止については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）及び関係法令の施行等により各種の取組が進められたところであるが、そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって尊い生命が失われるなど、痛ましい事態が今もなお後を絶たない状況にあり、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）により、令和 3 年 7 月 30 日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、対策をより一層推進する必要がある。

具体的には、週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合は、緩やかに減少（令和 3 年：8.8%（労働力調査））しているものの、依然として過重労働により脳・心臓疾患を発症したとして労災認定される事案が発生しており、引き続き、時間外・休日労働時間*を削減する必要がある。

（※休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間）

また、年次有給休暇の取得率は、増加傾向（令和 3 年：58.3%（就労条件総合調査））にあるが、引き続き、年次有給休暇の取得を促進し、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する必要がある。

さらに、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合も同様に増加傾向（令和 4 年：5.8%（就労条件総合調査））にあるが、引き続き、労働者の健康の保持や仕事と生活の調和を図るため、勤務間インターバル制度の導入を促進する必要がある。

ウ 産業保健活動関係

職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応、労働者の高齢化や女性の就業率の増加に伴う健康課題への対応、治療と仕事の両立支援、テレワークの拡大や化学物質の自律管理への対応など、多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが必要である。

また、法令に基づく産業保健体制が整備されているものの、産業保健活動が効果的に行われず、労働者の健康保持増進が有効に図られていない事例や、保健事業を実施する保険者との連携が十分に行われていない事例もあることから、より効果的に産業保健活動の推進を図る必要がある。

さらに、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場においては、産業保健活動が低調な傾向にあり、地域医療・保健との連携なども含め、小規模事業場における産業保健体制の確保と活動の推進が必要となっている。

労働力人口における通院者の割合が増加（平成31年：36.8%（国民生活基礎調査））を続ける一方で、治療と仕事を両立できる取組（通院や体調等の状況に合わせた配慮、措置の検討、両立支援に関する制度の整備等）を行っている事業場の割合は、41.1%（令和3年度「労働安全衛生調査（実態調査）」（厚生労働省））であり、事業場規模が小さい程、その取組の割合も低くなっている。

疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、治療と仕事の両立支援の推進が重要となっている。

このような状況を踏まえ、事業者には、法令で定める健康確保措置に加え、それぞれの事業場の特性に応じて優先的に対応すべき健康課題を検討し、必要な産業保健サービスを提供することが求められている。

（4）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

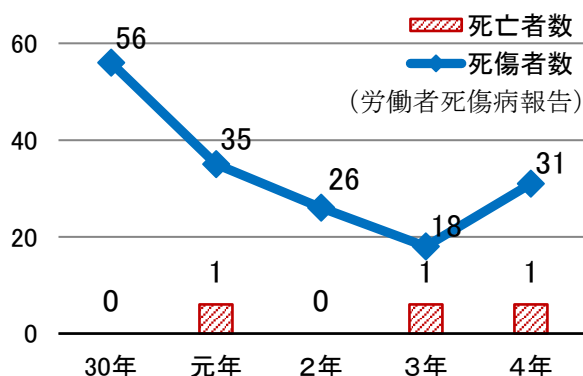
化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）は、兵庫県内で過去5年間において、年間平均33件発生しており、業種別には、製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も発生している。

また、特定化学物質障害予防規則等による個別規制の対象外となっている物質による労働災害が、これら化学物質による労働災害全体の約8割を占めていることから、事業場の化学物質対策の取組として、危険性又は有害性等を有するとされる化学物質全てについて、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントを実施する必要がある。今後、個別規制の対象外となっている危険性又は有害性等を有する化学物質に対する自律的管理規制が施行を迎えることから、その定着が必要となっている。

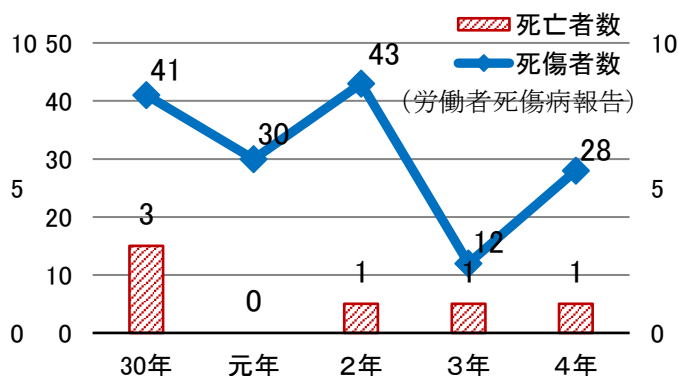
2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要となっている。

さらに、じん肺所見が認められる労働者は減少しているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、また、熱中症による死亡災害も毎年のように発生している。

化学物質災害発生状況



熱中症災害発生状況



(5) 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の重要性

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者及び注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、このような考えを広く浸透させる努力を引き続き行っていくことも必要である。他方、これらの理念に反し、意図して安全衛生に取り組むことを怠り、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては、罰則の適用も含めた厳正な対応を行っていく。

その上で、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むよう、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備が必要である。

そのためのとして、国や安全衛生の指導を行う安全衛生コンサルタント、労働災害防止団体等の関係者が事業場における安全衛生対策に関し助言等を行うときに、単に法令等の内容を説明し、その取組を求めるだけでなく、

- ・他の事業場の好事例や当該事業場の状況に即した個別具体的な取組
- ・エビデンスに基づく具体的な労働災害防止の取組とその効果
- ・DXによる業務効率化と安全衛生の確保を両立する取組
- ・安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット

などを説明することも有効であると考えられる。

3 計画の重点事項

安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ、以下の項目を重点事項とし、重点事項ごとに具体的な取組を推進する。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4. 重点事項ごとの具体的取組（別紙1のとおり）

重点事項ごとの具体的取組

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

(1) 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

(2) 災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

(3) 労働安全衛生におけるDXの推進			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

(1) 転倒災害防止対策 (STOP! 転倒災害プロジェクト)			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
① 転倒災害対策 (ハード・ソフト両面からの対策) に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。 ② 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80%以上とする。	① 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知・啓発 ② 「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」における検討を踏まえた取組の普及促進 ③ 第三次産業業界の実態に即した基本的労働災害防止対策啓発ツールの周知・啓発	① 「STOP! 転倒災害プロジェクト」に基づく取組 ② 非正規労働者を含む全ての労働者に対する雇い入れ時の安全衛生教育の実施 ③ 筋力維持に向けた運動プログラムの導入およびスポーツの習慣化	① 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ② 転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする。

(2) 安全衛生教育の徹底			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

(3) 腰痛予防対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。			増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

高齢労働者の労働災害防止対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。			増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

(1) テレワークや副業・兼業を行う労働者の健康確保			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

(2) 外国人労働者の労働災害防止対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。			外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

個人事業者等に対する安全衛生対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

6 業種別の労働災害防止対策の推進

(1) 業種横断的な労働災害防止対策（兵庫リスク低減MS運動）			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

(2) 陸上貨物運送業対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
「陸上貨物運送事業における荷			陸上貨物運送事業の死傷者数を

<p>役作業の安全対策ガイドライン」 （平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業にお ける安全ガイドライン」という。） に基づく措置を実施する陸上貨物 運送業等の事業場（荷主となる事 業場を含む。）の割合を 2027 年ま でに 45%以上とする。</p>			<p>2027 年までに 2022 年と比較して 5%以上減少させる。</p>
---	--	--	---

(3) 建設業対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
<p>墜落・転落災害の防止に関する リスクアセスメントに取り組む建 設業の事業場の割合を 2027 年まで に 85%以上とする。</p>			<p>建設業の死亡者数を 2027 年まで に 2022 年と比較して 15%以上減少 させる。</p>

(4) 製造業対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
<p>機械による「はさまれ巻き込ま れ」防止対策に取り組む製造業の 事業場の割合を 2027 年までに 60% 以上とする。</p>			<p>製造業における機械によるはさ まれ・巻き込まれの死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5%以上減少させる。</p>

(5) 林業対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
<p>「チェーンソーによる伐木等作 業の安全に関するガイドライン」 （令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 号第 1 号改正。以下「伐木等作業</p>			<p>林業の死亡者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 15%以上減少さ せる。</p>

の安全ガイドライン」という。)に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。			
---	--	--	--

(6) 第三次産業対策 (兵庫SAFE協議会「小売業・介護施設」)			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

7 労働者の健康確保対策の推進

(1) メンタルヘルス対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
① メンタルヘルス対策(50人以上)に取り組む事業者の割合を2027年までに100%を目指す。 ② 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。			自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(2) 過重労働対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
① 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。			週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

② 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。			
---	--	--	--

(3) 産業保健活動の推進			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。			労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待する。(指標は立てず)

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 化学物質による健康障害防止対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
① 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート(以下「SDS」という。)の交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2027年までにそれぞれ80%以上とする。			化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
② 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実			

<p>施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2027年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</p>			
--	--	--	--

(2) 石綿による健康障害防止対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

(3) 粉じんによる健康障害防止対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

(4) 熱中症による健康障害防止対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標
<p>熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</p>			<p>増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。</p> <p>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものの。</p>

(5) 騒音による健康障害防止対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

(6) 電離放射線による健康障害防止対策			
アウトプット指標	局署の取組事項	事業者の取組事項	アウトカム指標

(参考) アウトプット指標及びアウトカム指標の考え方 (厚生労働省作成)

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害として「転倒」「動作の反動、無理な動作」があり、これら災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

「転倒」災害防止については、事業者が「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」の検討を踏まえたハード・ソフト両面からの対策を進め、転倒そのものを抑制することが有効と考えられる。また、労働者自身の作業行動に起因することから労働者教育も有効であると考えられる。

「動作の反動、無理な動作」のうち、約3割を占める腰痛については、介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている予防対策がある。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(2)アにとりまとめ、4(2)アの推進状況を特に「転倒」「動作の反動、無理な動作」が問題となる業種をターゲットとして、1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、回答した206事業場のうち何らかの転倒防止対策に取り組んでいるとした事業場の割合は83.5%であるが、(転倒災害の約半数が50代以上の女性という、身体機能等の影響が大きく出ている状況の中で、)整理・整頓・清掃などの物理的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくりや転倒した際に怪我をしにくい身体づくり(ソフト的な対策)にも取り組んでいる事業場は5%であった。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成及び転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会における整理も踏まえ、ハード・ソフト両面からの対策に取り組む事業場の割合について、過半数の50%を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

転倒災害は、被災率(死傷年千人率)の高い高齢労働者(特に女性)の増加に伴って過去5年間(2017~2021)で概ね年5%ずつ増加しており、今後の高齢労働者の更なる増加を考慮すると、今後も、同様の傾向が予想される。また、産業構造の変化等に伴って性別・年齢層別の死傷年千人率も増加しており、今後も同様の増加が見込まれる。ここで、転倒防止対策に係る事業者の取組(災害発生状況も踏まえ、整理整頓や段差の解消といった設備的な対策だけでなく、転倒しにくい身体づくり、転倒した際にも怪我をしにくい身体づくりといった対策も含めた取組)を60%に進捗させることで(アウトプット指標達成)、転倒の年齢別男女別の死傷年千人率については、2021年の実績からの増加に歯止めをかけることができると期待する。

また、社会福祉施設における腰痛による休業4日以上の死傷災害(2021)は1,580件であり、2017年と比較して2021は30%増加している。今後も、高齢者の増加にともなう介護職員の増加を背景として、腰痛災害の増加が予想される。一方で、ノーリフトケアを導入している事業場の割合が増加すれば(アウトプット指標達成)腰痛災害の発生の抑制が期待できる。これらを加味すれば、アウトプット指標の達成において、増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させることができると期待できる。

(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

高齢労働者の災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

高齢労働者の災害防止対策については、高齢労働者の身体機能の低下等に応じ、事業者が専門家によりとりまとめられたエイジフレンドリーガイドラインに記載された事項を事業場の実態に応じて進めることが有効と考えられる。また、身体機能の低下を抑えるための健康づくりも有効である。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(3)アにとりまとめ、4(3)アの推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年

に実施したアンケート調査（2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組については、ガイドラインを知っており、かつ、当該ガイドラインに基づいて取り組んでいる事業場の割合は11.2%。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、増加に歯止めを掛けるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて過半数の50%を目指すことと目標を設定している。

【アウトカム指標】

エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組を進める事業者の割合が60%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、60歳代以上の死傷年千人率を2021年実績と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかけることができると期待する。

（ウ）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

テレワークや兼業副業における安全衛生対策を普及すると共に、外国人労働者の災害防止を推進することが本重点項目の目的となる。

外国人労働者の災害防止対策については、言語が異なることによる作業に伴う手順や安全衛生上の留意の理解の不足が問題になっていると考えられることから、言語の違いに配慮した安全衛生教育が有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（4）アにとりまとめ、4（4）アの推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

【アウトカム指標】

外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合が60%に進捗させることで（アウトプット指標達成）、外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とすることができると期待する。

（エ）業種別の労働災害防止対策の推進

○陸上貨物運送業

【アウトプット指標】

陸上貨物運送業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

陸上貨物運送業の労働災害については、特に荷役作業による災害が課題となっていることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき荷役作業における災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（6）ア（ア）にとりまとめ、4（6）ア（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査（2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照）において、荷役ガイドラインに基づく措置を行っている事業場（荷主事業場を含む。）は33.5%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、45%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

起算点を2021年の死傷者数ベースとすると、陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷災害（2021年）のうち、荷役作業時における災害が約7割を占めている。「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合が45%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、5%災害が減少することが期待できる。

○建設業

【アウトプット指標】

建設業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

建設業の労働災害については、特に墜落転落による災害が課題となっていることから、法令に基づく墜落防止対策を実施することはもとより、更にリスクアセスメントを実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)イ(ア)にとりまとめ、4(6)イ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、建設業における代表的な災害である墜落転落の防止に当たってのリスクアセスメントを行っている事業場は74%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、85%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

起算点を2021年の死亡者ベースとすると、建設業における死亡災害(2021年)のうち、最も災害の多いのは「墜落・転落」で、約4割を占める。墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合が85%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、15%災害が減少することが期待できる。

○製造業

【アウトプット指標】

製造業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

製造業における労働災害については、特に機械による「はさまれ巻き込まれ」による災害が課題となっていることから、法令に基づく災害防止対策を実施することはもとより、更に製造者(メーカー)、使用者(ユーザー)それぞれにおいてリスクアセスメント等による機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策を実施し、災害の原因となる要素を排除する努力をすることが災害防止対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)ウ(ア)にとりまとめ、4(6)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、製造業における機械の「はさまれ巻き込まれ」災害の防止対策としてリスクアセスメントを実施する事業場の割合はアンケート、その他業務から得ている感触によると概ね半数つまり50%程度である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、60%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

これまでの統計調査等を踏まえ、はさまれ・巻き込まれ対策に取り組む事業場、または機械のリスクアセスメントを実施している製造業の事業場の割合は4割程度と推定する。機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合が60%に進捗すれば(アウトプット指標達成)、5%機械によるはさまれ・巻き込まれの災害が減少することが期待できる。

○林業

【アウトプット指標】

林業における災害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

林業における労働災害については、特に伐木作業による災害が課題となっていることから、伐木等作業の安全対策を進めることが有効と考えられる。

このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(6)エ(ア)にとりまとめ、4(6)エ(ア)の推進状況を1(3)に掲げるアウトプット指標として把握することとする。ここで指標の数値目標に関し、2021年に実施した関係省庁等が行う林業従事者を対象とした研修の場を活用したアンケート調査(2021年12月14日安全衛生分科会配付資料参照)において、伐木ガイドラインに基づく措置を行っている事業場は(ガイドラインの複数の主要な事項に取り組んでいる者を「措置を行っている事業場」とした。)30.2%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0~10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組

の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところであり、アウトプット指標については、概ね10ポイント増の指標とすることが本来適当と考えられる。しかしながら、死亡災害を15%減少させるとのアウトカム指標の達成に向けては、10ポイント増程度の取組増では到底足りず、アウトカム指標の達成に向けて50%以上にすると目標を設定している。

【アウトカム指標】

起算点を2021年の死亡者数ベースとすると、林業における死亡災害（2021年）のうち、伐木作業における災害が約6割を占める。「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合が50%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、15%災害が減少することが期待できる。

(オ) 労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

労働者の健康確保対策については、特にメンタル不調や過重労働による健康障害が課題となっていることから、これらの対策を推進することが本重点項目の目的となる。

メンタル不調については、メンタルヘルス対策として職場におけるハラスメント防止対策やストレスチェックの実施も含めたメンタルヘルス対策を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)ア(ア)にとりまとめ、4(7)ア(ア)の推進状況を1(3)に掲げるメンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況をアウトプット指標として把握することとする。

また、過重労働による健康障害防止については、時間外・休日労働時間を削減することに加え、年次有給休暇の取得や勤務間インターバル制度の導入といった長時間労働の抑制策による働き方の見直しの促進や、長時間労働者の面接指導を含めた産業保健サービスの充実が有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)イ(ア)にとりまとめ、4(7)イ(ア)の推進状況を上記に掲げる年次有給休暇の取得率やインターバル制度の導入率をアウトプット指標として把握することとする。

さらに、これらの対策を含めて全ての事業場において産業保健サービスが提供されることが労働者の健康確保対策として重要であることから、事業者が取り組む具体的対策を4(7)ウ(ア)にとりまとめ、4(7)ウ(ア)の推進状況を1(3)に掲げる必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合をアウトプット指標として把握することとする。

【アウトカム指標】

メンタルヘルス対策及びストレスチェックの実施状況事業者の取組がそれぞれ80%、50%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、メンタルヘルス不調につながる「自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合」を2027年までに50%未満となることが期待できる。

また、年次有給休暇の取得率が70%以上、勤務間インターバル制度の導入率が15%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、長時間労働の抑制に繋がる働き方の見直しが図られるほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づく労働時間削減に向けた取組を着実に進めることで、週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下となることが期待できる。

なお、必要な産業保健サービス（※）の提供割合が80%以上に進捗すれば（アウトプット指標達成）、労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することが想定されるが、労働災害防止の成果を直接反映する適切な指標を設定することが困難であるため、このアウトプット指標に直接関係するアウトカム指標は設定していない。

※必要な産業保健サービスとして、以下の取組を想定している。

- ・労働安全衛生法の健康診断結果に基づく保健指導
- ・健康診断で所見が認められた者や要治療者など治療・服薬・就業上の配慮等の健康管理上の措置が必要な者に対する指導、支援、相談
- ・睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・メンタルヘルス対策（ストレスチェックの実施、相談体制の整備、職場環境改善等）

- ・高年齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状、疾病等）に対する配慮、支援
- ・化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理
- ・テレワークの増加等に伴う事業場以外の場所で就業する者に対する相談対応等の健康管理支援健康管理

(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

化学物質や石綿等による健康障害防止対策を推進することが本重点項目の目的となる。

そのうち、化学物質を原因とする健康障害については、危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDSによりその危険有害性を事業者が把握し、リスクアセスメントを実施するとともに、それらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を進めることが有効であると考えられる。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（8）ア（ア）にとりまとめ、4（8）ア（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。労働安全衛生調査によると、13次防期間におけるラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施率の平均は、それぞれ69.1%、70.4%、57.9%である。13次防期間中の取組に係る各種指標の推移を見ると、4年目において概ね0～10%程度の増加となっている。このことから災害防止計画により重点的に取り組んだ場合の安全衛生の取組の推移は、10%程度の増加が最大期待できると考えられるところである。このことから、ラベル・SDSについては80%以上にすることを目標としている。リスクアセスメントについては、13次防期間中に概ね20%程度の増加となっており、今後も同程度の増加が期待できることから、80%以上にすることを目標としている。また、リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の実施については、リスクアセスメントを実施していることが前提となるため、リスクアセスメントと同じ80%以上にすることを目標としている。

また、熱中症による健康障害については、暑さ指数を把握し、その値に応じた作業環境管理、作業管理等の予防対策を講じることが有効である。このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（8）ウ（ア）にとりまとめ、4（8）ウ（ア）の推進状況を1（3）に掲げるアウトプット指標として把握することとする。

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することが有効であり、このような考えから、事業者が取り組む具体的対策を4（8）イ（ア）及び4（8）エ（ア）にとりまとめている。なお、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

【アウトカム指標】

化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）（2017年から2021年の平均）は、492件である。危険性又は有害性のある化学物質についてラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施とそれらに基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じる事業場の割合がそれぞれ80%に進捗すれば（アウトプット指標達成）、5%災害が減少し、2027年の化学物質による災害は、467件（2017年から2021年の平均と比べ25件・5.1%減）となることが期待できる。

また、熱中症による死亡災害で、今後、熱中症リスクの高い高年齢労働者は増加する一方で、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加することを背景として、熱中症災害の増加が予想される。一方で、暑さ指数を把握している事業場の割合が増加すれば（アウトプット指標達成）、その値に応じた措置に取り組む事業場が増加し、熱中症による死亡者数の増加率を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させることが期待できる。

(キ) 総括

【死亡災害総括】

アウトカム指標に基づき、2027年までに建設業及び林業においてそれぞれ死亡災害は15%減少することが期待される。これを元に、2022年の死亡災害(左記件数は未確定であるため2021年の実績を参照)と2027年の死亡災害を比較すると、少なくとも約5%の減少が期待できる。

【死傷災害総括】

アウトカム指標に基づき 2027 年までに製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を 2027 年までに 5 % 減少、陸上貨物運送事業の死傷者数を 2027 年までに 2022 年と比較して 5 % 以上減少すると期待する。加えて、転倒の性別・年齢別千人率、社会福祉施設における腰痛の千人率が 2021 年と変わらないと期待する。この仮定を元に、過去 5 年の各業種における性別年齢別の労働者数推移と独立行政法人労働政策研究・研修機構における労働力人口の推計から算出した各業種における 2027 年の性別年齢別労働者数を加味して、2022 年の死傷災害(左記件数は未確定であるため 2021 年の実績を参照)と比較した 2027 年の災害減少数を推計すると(約 3,800 人減(3 % 減)と見込まれ、)減少に転ずると期待される。なお、先計算において化学物質による死傷災害の減少については、全体の件数と比較して微少であるため、計算には含めていない。